

令和5年度（2023年度）公社等経営評価書

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

公益法人等用

1 法人の概要

基準年月日
(基本情報に係る基準日) 令和5年7月1日

法人名	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	所管部課名	健康福祉部保健衛生課
代表者職氏名	(職名) 理事長 (氏名) 伏見 紀幸	設立年月日	昭和58年3月30日
所在地	〒 030-0812 青森市堤町二丁目16番11号 理容会館1階	電話番号	017-722-7002
HPアドレス	https://www.seiei.or.jp/aomori/	FAX番号	017-722-7025
e-mailアドレス	aomoricenter@seiei.or.jp		

資本金・基本金等

資本金・基本金等	5,160 千円
(うち県の出資等額)	1,500 千円
(県の出資等比率)	29.1 %

主な出資者等の構成（出資等比率順位順）

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	1,500	29.1
2 青森県理容生活衛生同業組合	445	8.6
3 青森県美容業生活衛生同業組合	384	7.4
4 青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350	6.8
5 青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310	6.0
6 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286	5.5
7 青森県すし業生活衛生同業組合	247	4.8
8 青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238	4.6
9 青森県クリーニング生活衛生同業組合	237	4.6
10 青森県食肉生活衛生同業組合	234	4.5

設立の目的・事業の目的

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）に基づき、青森県における生活衛生関係営業（生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

経営目標

生活衛生関係営業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、ともすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、ひいては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛法の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて事業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生衛業を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛業の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年「生衛法」の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化され、昭和58年に(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立された。以上の経緯及び法の趣旨を踏まえて次の事業を計画し、適正かつ確実に実施する。

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う。
- 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し事業者及び生活衛生同業組合を指導する。
- 標準営業約款に関し事業者の登録を行う。
- 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。
- 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。
- 生活衛生関係営業の振興のための事業を行う。
- その他公益目的を達成するために必要な事業を行う。

主要事業の概要

主要事業	決算額(千円、%)						公益・収益等の別	補助金の有無	受託収入の有無	再委託の有無
	令和2年度(2020)	割合	令和3年度(2021)	割合	令和4年度(2022)	割合				
事業1 生衛業対策事業 (内容) 生衛業者の施設の整備、経営、税務及び衛生等の相談指導等を行う。	22,531	77.57%	19,920	77.85%	19,669	76.92%	公益	有	有	無
事業2 生活衛生関係営業振興事業 (内容) 生衛業の振興と活性化を図るため助成を行う。	2,741	9.44%	2,101	8.21%	2,152	8.42%	収益等	有	無	無
事業3 クリーニング師研修等事業 (内容) クリーニング業法に基づき研修等を実施する。	311	1.07%	147	0.57%	401	1.57%	公益	無	有	無
上記以外	3,463	11.92%	3,421	13.36%	3,350	13.10%				
全事業	29,046	100.00%	25,597	100.00%	25,572	100.00%				

組織の状況

区分	令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)		前年度増減	増減理由
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB		
役員	常勤							
	非常勤	12		13		12	▲1	理事死去による1名減
	計	12		13		12	▲1	
職員	常勤	3	1	4	2	4	2	
	非常勤	1	1					
	臨時職員							
	計	4	2	4	2	4	2	

役員平均年齢	歳
役員平均年収	千円

職員平均年齢	59 歳	職員の 年代別構成	20代	30代	40代	50代	60代～	勤続年数(平均)
職員平均年収	3,486 千円				1人		3人	

※常勤役員のみ

※常勤職員のみ(ただし、職員平均年収及び勤続年数はプロパー職員分)

2 財務の状況

(単位：千円)

項 目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	前年度増減	主な増減理由〔法人記入〕	
収支等の状況	経常収益	29,053	25,611	25,586	▲ 25	
	経常費用	29,046	25,597	25,572	▲ 25	
	当期経常増減額	7	14	14		
	当期経常外増減額					
	当期一般正味財産増減額	7	14	14		
	一般正味財産期末残高	5,420	5,434	5,448	14	
	借入金残高					
資産	資産	10,717	10,837	10,766	▲ 71	
	負債	137	243	158	▲ 85	流動負債である預り金の減
	正味財産	10,580	10,594	10,608	14	
県費等の受入状況	補助金	21,798	20,166	21,217	1,051	
	事業費	5,310	4,230	4,230		
	運営費（人件費含む）	16,488	15,936	16,987	1,051	
	受託事業収入					
	負担金					
	交付金					
	貸付金					
	無利子借入金による利息軽減額 <small>（長期プライムレートによる試算額）</small>					
	減免額（土地・施設等使用料等）					
	債務保証残高					
損失補償残高						

(単位：%)

財務分析指標	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	前年度増減	主な増減理由〔法人記入〕	
財務構造	正味財産比率	98.72	97.76	98.53	0.77	
	経常比率	100.02	100.05	100.05	0.00	
	総資産当期経常増減率	0.07	0.13	0.13	0.00	毎年度ほぼ収支均衡でありその差額は小さい
	県財政関与率	75.03	78.74	82.92	4.18	
	補助金収入率	75.03	78.74	82.92	4.18	
	受託等収入率	23.88	20.00	15.99	▲ 4.01	
効率性	管理費比率	11.57	12.96	12.86	▲ 0.10	
	人件費比率	56.77	62.27	66.45	4.18	
財務健全性	流動比率	1,304.38	784.77	1,162.03	377.25	分母となる流動負債の減
	借入金比率					

3 経営評価結果等への対応状況

これまでの経営評価結果等 (改善事項等)	対応状況 〔法人記入〕	左に係る県所管部局の意見・評価 〔県所管部局記入〕
今後も減少する地域消費を補うための組合等の振興の取組状況について	<p>国（厚生労働省）の施策において、生活衛生関係営業は中小零細企業が大部分であるため衛生規制を行いつつ衛生法に基づく各種の振興支援を行い経営の健全化を図ることにより衛生水準の向上を実現することとしており、生活衛生関係営業の業種ごとに振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興している。</p> <p>この国の施策に基づき、衛生法を根拠法として設立された各生活衛生同業組合は衛生水準の維持向上と経営基盤の安定の両面から自主活動を行っており、国の振興指針に基づき業界の振興計画を作成し認定を受けることにより当該組合に加入している経営者は特別の低利融資を受けることが可能となっている。</p> <p>また、組合理事長が推薦する資格を有した者を各都道府県知事が特相員（生活衛生営業経営特別相談員）として委嘱し、特相員から経営等の指導を受け、組合等の長の推薦を受けた経営者は経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で、かつ、特別の低利融資を受けることが可能となっている。</p> <p>以上のとおり、生活衛生同業組合は衛生法に基づき自主的に衛生措置の基準を遵守し及び衛生施設の改善向上を図り、経営者の経営安定化及び業界の振興を図るための重要な社会基盤として活動している。</p> <p>なお、経済産業省中小企業庁が、地域活性化に向けて地域課題の解決に取り組む小規模事業者支援推進事業を、また、国土交通省が、地方創生・地域活性化に向けた取組みや地域特性を活かしたまちづくりなど地域活性化を支える施策の推進をしており、都道府県商工関係部局、商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会がそれぞれ地域消費を補うための振興政策など関係する各種の事業を実施している。</p>	<p>組合は生活衛生関係営業の諸課題に対応した業界振興や営業施設の衛生水準維持向上、経営健全化等に関する指導等に関して重要な役割を果たしていることから、指導センターの役割は重要であり、評価できる。</p> <p>あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係営業業者に対する支援体制を整備し、公的支援の活用等に関する相談会を開催するなど緊急支援にも積極的に取り組んでおり、対応は適切である。</p> <p>県においても、営業許可申請時等に業者に対し組合活動に関する情報提供を行う等、組合活動に関する普及啓発を行っている。</p>

4 経営評価指標

(1) 法人自己評価

評価項目	対象指標 評点数	法人評価		(参考)	自己評価〔法人記入〕 (経営概況、経営上の課題・対策、得点率の増減理由等)
		評点数	得点率	前年度得点率	
目的適合性	16	16	100.00	100.00	生衛業者の営業施設の衛生水準の維持・向上については、食品衛生法や営業六法による許可・監視指導が行政により行われている。一方、生衛法は生衛業者の自主活動を推進するとともに、営業の振興、経営の健全化の指導等により衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的としており、この生衛法に基づき設立された法人として、県(国)の方針を踏まえながら関係機関と連携し事業を適正かつ確実に実施してきている。事業の実施については国(厚生労働省)の生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において事前・事後審査を受けている。
計画性	33	33	100.00	100.00	生衛法に基づき県(国)が示す年度ごとの事業内容及び予算を踏まえ、法人の目的達成のための具体的な事業計画を策定し、月ごとに経理状況と事業の進捗状況を把握しながら適正かつ確実に事業を実施し、また、その成果を踏まえて次年度の計画を策定している。事業の実施については国(厚生労働省)の生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において事前・事後審査を受けている。
組織運営の健全性	39	37	94.87	94.87	○職員は経営指導員3名及び総務事務1名の4人体制であり、少ない人数ながら、それぞれの業務及び法令遵守について、相互にチェックしながら業務を進めている。 ○調査・研修事業においては個人情報を取り扱うことから、要領を定め適切に事務を行っている。 ○(公財)全国生活衛生営業指導センターが国の補助金により実施している研修等を毎年受講し資質の向上を図っている。
経営の効率性	21	19	90.48	85.71	県(国)の年度ごとの補助金交付要綱等に基づく積算額と事業収益を見込みながら、具体的な事業計画を策定し、効率的に事業を実施している。今後とも限られた予算を最大限活用し、事業を推し進めることとする。
財務状況の健全性	17	14	82.35	76.47	○生衛法に基づき県に一を限って知事から指定された法人として県(国)からの補助金等を主な財源として、県(国)の方針を踏まえながら関係機関と連携し事業を効率的に、また、適正・確実に事務を行っている。 ○事業の実施については国(厚生労働省)の生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において事前・事後審査を受けている。
合計	126	119	94.44	92.86	

(2) 県所管部局評価

評価項目	項目別評価		コメント〔県所管部局記入〕
目的適合性	◎	対応等は良好	当該法人の実施事業の大部分は、その内容が国によって定められている。当該法人は、事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。
計画性	◎	対応等は良好	事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。
組織運営の健全性	○	概ね対応等は良好	経理から個人情報に至るまでコンプライアンスを遵守し、健全な組織運営が図られている。
経営の効率性	◎	対応等は良好	人件費を含む事業費のほとんどが国及び県からの補助金という状況下で効率的な予算運営が図られている。
財務状況の健全性	◎	対応等は良好	財務の状況については、主な財源である国及び県からの補助金収入の範囲内で事業を実施しており、毎期、ほぼ安定した収支状況となっている。 当該法人は、公益財団法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第1項第6号に規定する収支相償の原則に照らしても適当と判断できる。

5 総合評価

総合評価	コメント〔県所管部局記入〕（改善事項等）
<p style="text-align: center;">A</p>	<p style="text-align: center;">概ね良好</p> <p>財務状況については、前述のとおり、安定した収支となっており、公益財団法人として認定法上も問題ない。</p> <p>従前、委員会から意見を受けている各生活衛生同業組合の組合員数については、4月1日現在で、興行組合が前年（R3）比で約18%、クリーニング組合が約5%、食肉組合が約7%程度減、すし組合は約2%、社交飲食組合が約3%程度増加、その他の組合については、前年と同水準を維持している状況である。</p> <p>組合員数が増加しない理由としては、そもそも生活衛生関係業者自体が減少していることであり、少子高齢化や都市部への人口移動等、地域における社会構造の変化や大企業の進出による競争激化（需要や収入の減少）などが主要因と考えられる。また、理美容の新規事業者については、干渉を嫌う（若しくは組合に関心を持たない）若い個人経営者や企業が多く、容易に組合加入とはならない現状がある。このような状況下で組合員を維持しているのは、当該法人等による加入促進の成果であり、十二分に評価できるものである。</p> <p>また、当該法人は、組合員以外も対象とした巡回相談指導や衛生講習会を実施しており、その参加者数も多く、組合活用（組合加入）による衛生水準の確保以外の代替手法として機能している。</p> <p>衛生水準の確保については、組合員、非組合員関係なく、まず、第一義的には、法令（行政による指導を含む）があり、さらに当該法人や組合の指導等によって補完されているものである。組合組織の弱体化（組合員減少）は、一側面として衛生水準を低下させるかもしれないが、あくまでも補完的な措置であり、影響も限定的である。</p> <p>最近、生衛業に進出する企業が増加傾向にあるが、企業組織（組合未加入）においてもコンプライアンスの遵守は非常に重要であり、組合に所属しなければ遵守しないというものではない。つまり、組合加入率の低下が、一概に衛生水準を引き下げるということはなく、実際、加入率が低下していると言われる現段階においても衛生水準の低下等は認められない。</p> <p>→組合加入率は、当該法人の直接的な評価基準ではない。また、短期、中期的な視点から見た場合、加入率低下の影響は限定的であり、長期的にも当該法人の評価を下げるまでの要因とは考えられない。</p> <p>当該法人は、県や日本政策金融公庫等と連携し、新型コロナウイルス対策に資する衛生水準の確保や経営相談指導活動に取り組んでおり、組合等の振興に寄与していると評価できる。</p> <p>→今後も減少する地域消費を補うための振興の取組に期待する。</p> <p>当該法人の事業成果（衛生水準の確保や生活衛生営業の振興）は、組織規模を勘案した場合、十二分に評価できるものであり、経営上の課題が特に認められないことからA評価とした。</p>